訓　令

○法務省訓令第２号

地方入国管理局長
地方入国管理局支局長
地方入国管理局出張所長
地方入国管理局支局出張所長

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第11号の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年４月１日

法務大臣　千葉　景子

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成13年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京入国管理局成田空港支局首席審査官」の次に「東京入国管理局羽田空港支局首席審査官」を加え、「東京入国管理局羽田空港出張所長」を削る。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府財務省告示第１号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年九月三十日内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　**直人**

第１号12中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第２号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○内閣府財務省告示第２号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年九月三十日内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　**直人**

第１号５中「、中小企業者」を「並びに中小企業者」に改め、「並びに国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るための魅力ある観光地の形成」を削り、同号５⑷を次のように改める。

⑷　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者

第１号８中「及び共同化」を「、共同化」に、「促進等により」を「促進及び地方公共団体との連携等により」に改め、同号８に次のように加える。

⑻　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者

第１号９中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第１号10を次のように改める。

10　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業による、バス・タクシー交通における高齢者・身体障害者等対応施設の整備及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援するためのもの

⑴　高齢者・身体障害者等によるバス又はタクシーの利用を容易にするための施設整備を行う者であって、主として運輸業を営む者

⑵　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者

⑶　造林に必要な資金（林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する資金をいう。）その他国又は地方公共団体が融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除き、平成二十年九月三十日までに借り受けたものに限る。）を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金（４に掲げる資金を除く。）

別表第二かぼちゃの項中「宮古島市」の下に「、名護市」を加え、同表マンゴーの項中「沖縄市」の下に「、国頭村、宮古島市」を加え、同表に次のように加える。

肉用牛（子牛）	宮古島市、伊江村

○内閣府財務省告示第３号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年八月１日総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　**直人**

第五号中「４に掲げるもの」を「４及び５に掲げるもの」に改める。

第五号に次のように加える。

○厚生労働省告示第百六十四号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

一　平成二十二年四月１日から平成二十三年三月三十１日までの間に、平成十二年四月から平成二十年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十１号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第１項、第九十条の三第１項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第１項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十二年四月に平成二十年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十二年四月１日から平成二十三年三月三十１日までの間に、平成十八年七月から平成二十年三月までの各月分に係る法第九十条の二第１項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十二年四月に平成二十年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十二年四月１日から平成二十三年三月三十１日までの間に、平成十四年四月から平成二十年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十二年四月に平成二十年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十二年四月１日から平成二十三年三月三十１日までの間に、平成十八年七月から平成二十年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十二年四月に平成二十年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。